

令和6年度 香南市新築住宅取得支援事業費

補助金に関するQ & A 【令和6年4月1日作成】

交付申請

【交付要綱第6条関係】

【Q1】 申請書は、どこで入手できるか。

A1 市役所本庁舎4階の住宅政策課でお受け取りになるか、市ホームページより申請書データをダウンロードしてください。

【交付要綱第5条、第6条関係】

【Q2】 申請書の受付期間はいつか。

A2 令和6年度については、令和6年4月1日から令和7年2月末日までとしています。

なお、申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

また、補助事業の年度内完了が必須条件であることから、建築に要する日数や登記手続き等に係る日数を考慮して申請をお願いします。

【交付要綱第 6 条関係】

【Q 3】 申請書は、住宅が完成後に提出したらいいのか。

A 3 既に完成している住宅は、対象になりません。（ただし、建売住宅の場合は売買契約締結時点において、完成（完了検査済証等の発出日）から1年以内であれば補助対象となります。）

住宅建設工事請負契約の締結後から竣工までの期間、または建売住宅売買契約の締結後に申請書を提出してください。

補助対象者

【交付要綱第 3 条関係】

【Q 4】 建物を共有名義とする場合、複数人での申請となるのか。

A 4 補助金申請は代表者の申請となり、共有される方の同意が必要となります。

補助対象住宅

【交付要綱第 4 条関係】

【Q 5】 中古の建売住宅は補助の対象外となるのか。

A 5 本事業では、新築住宅のみを補助対象としており、中古住宅は補助対象外として
います。

【交付要綱第4条第4号関係】

【Q6】本市の他の補助制度による補助金等の交付の対象となっていないことが補助の要件となっているが、他の補助制度とは何があるか。

A6 本市の他の補助制度は、「結婚新生活応援事業費補助金」の住居取得にかかる住居費の補助が該当します。この補助金の交付を受ける場合、重複して香南市新築住宅取得支援事業費補助金の交付を受けることはできません。

竣工時期

【交付要綱第9条関係】

【Q7】 新築住宅の完成の時期は、いつまでで良いのか。

A7 実績報告書の添付書類として登記事項証明書の写しを提出していただくことになります。実績報告書の提出期限は、3月31日までとなっていますので、3月上旬には竣工していることが必要となります。

実績報告

【交付要綱第9条関係】

【Q8】 登記事項証明書は表題登記のみを行い、提出したらいいのか。

A8 表題登記と所有権保存登記をして頂き、表題部・権利部が記載された全部事項証明書を提出していただくことになります。実績報告書と一緒に提出していただいた際に、権利部の項目に記載された所有者の氏名を確認させていただきます。

交付決定の取り消し、返還について

【交付要綱第12条、第13条関係】

交付決定の取り消し、返還の対象となるのは大きく分けて3つです。

1. 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
2. 居住を開始した日から起算して10年を経過する日までの間に当該住宅に居住をしなくなったとき
3. 居住を開始した日から起算して10年を経過する日までの間に補助対象住宅を取り壊し、売却し、譲渡し、又は貸し付けたとき

本補助金の交付申請内容に変更が生じた場合は、必ず香南市新築住宅取得支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第4号）を提出してください。その変更理由が、やむを得ないものと判断され、承認された場合は、交付決定の取消しや補助金返還の対象とはなりません。

【交付要綱第12条第3号関係】

【Q9】 財産分与など、やむを得ない理由により申請者や家屋所有者の名称や名義が変わることとなった場合は。

A9 香南市新築住宅取得支援事業費補助金変更等承認申請書に必要書類を添付して提出してください。同居家族や親族、相続人など、売買を伴わない申請人や家屋所有者

の変更については、やむを得ない事由があるものとして交付決定の取り消しや補助金返還の対象となりません。しかし、第三者への売却により、申請者や家屋所有者が変更する場合は、交付決定の取り消しや補助金返還の対象となります。

【交付要綱第12条第2号関係】

【Q10】 居住を開始してから10年以内に申請者や家屋所有者が亡くなり、対象住宅に居住する者がなくなった場合は。

A10 財産（対象住宅）を相続される方による香南市新築住宅取得支援事業費補助金変更等承認申請書及び添付書類の提出が必要です。売買契約や賃貸契約が無く、相続される方や親族の方が引き続き住む場合は、やむを得ない事由があるものとして交付決定の取り消しや補助金返還の対象となりません。しかし、第三者への売却や賃貸契約を行う場合は、交付決定の取り消しや補助金返還の対象となります。

【交付要綱第12条第2号関係】

【Q11】 居住を開始してから10年以内に転勤等によりやむを得ず転出した場合は。

A11 10年以内に転勤等で転出された場合でも、対象住宅の売却・賃貸等が行われず、引き続き世帯の方が居住される場合や、転出は一時的なもので対象住宅に戻ってこられる場合等は、やむを得ない事由があるものとして交付決定の取り消しや補助金

返還の対象となりません。しかし、第三者への売却や賃貸契約を行う場合は、交付決定の取り消しや補助金返還の対象となります。

【交付要綱第12条第2号関係】

【Q12】 居住を開始してから10年以内に、災害や火災などにより継続して住むことができなくなった場合は。

A12 災害や火災など、避けられない理由による場合は、やむを得ない事由があるものとして交付決定の取り消しや補助金返還の対象となりません。

【交付要綱第12条第2号関係】

【Q13】 対象住宅を相続し居住を開始したが、交付要綱の第12条、交付の決定の取り消しにある「居住を開始した日から起算して10年を経過する日までの・・・」の居住を開始した日とはいつのことか。

A13 交付要綱第12条では、交付の決定の取り消しについて記載していますが、第1項第2号中の「居住を開始した日」とは、対象住宅に係る補助金交付申請を最初に行い、完了時に提出された実績報告書に記載した「居住を開始した日」となります。

【交付要綱第12条第2号関係】

【Q14】 居住を開始した日から10年と1日が過ぎたが、対象住宅を売却し、香南市から転出したい。補助金の返還は必要か。

A14 補助金返還の必要はありません。

【交付要綱第12条第3号関係】

【Q15】 対象住宅を申請者名義のまま、貸家にする場合は、(居住開始から10年以内)

A15 対象住宅を第三者に貸し付けされる場合は、交付要綱第12条第3号に記載のあるとおり交付決定の取り消し対象となり補助金返還の対象となります。

【交付要綱第8条関係】

【Q16】 対象住宅を相続したが、補助金の交付を受けていることを今になって知った。今後、なにか手続き等は必要か。

A16 本補助金事業の完了時に提出していただいています香南市新築住宅取得支援事業費補助金実績報告書に記載されている、居住を開始した日から起算して10年を経過している場合は、手続きの必要はありませんが、10年を経過していない場合には、速やかに香南市新築住宅取得支援事業費補助金変更等承認申請書および添付書類の提出が必要です。詳細は、香南市住宅政策課までお問い合わせください。

問い合わせ先

ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

香南市役所 住宅政策課 住宅政策係

TEL 0887-57-7536